

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年2月22日(2018.2.22)

【公表番号】特表2017-512753(P2017-512753A)

【公表日】平成29年5月25日(2017.5.25)

【年通号数】公開・登録公報2017-019

【出願番号】特願2016-552329(P2016-552329)

【国際特許分類】

C 07 C	401/00	(2006.01)
A 61 K	31/592	(2006.01)
A 61 P	7/06	(2006.01)
A 61 K	38/22	(2006.01)
A 61 P	43/00	(2006.01)
A 61 K	45/00	(2006.01)

【F I】

C 07 C	401/00	
A 61 K	31/592	
A 61 P	7/06	
A 61 K	37/24	
A 61 P	43/00	1 2 1
A 61 K	45/00	

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月12日(2018.1.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

炎症性貧血の処置に使用するためのパリカルシトールであって、投与されるパリカルシトールの用量は5-10 μ g/週の間で含まれる、ことを特徴とするパリカルシトール。

【請求項2】

投与されるパリカルシトールの用量は1 μ g/日である、ことを特徴とする請求項1に記載のパリカルシトール。

【請求項3】

投与されるパリカルシトールの用量は週に2回で5 μ gである、ことを特徴とする請求項1に記載のパリカルシトール。

【請求項4】

エポエチンアルファ、エポエチンベータ、エポエチンデルタ；エポエチンゼータ、D a r b e p o e t i n アルファ、及び/又はC E R A の何れかの中から選択される少なくとも1つの化合物と組み合わせて使用される、請求項1乃至3の何れか1つに記載のパリカルシトール。

【請求項5】

内因性エリスロポイエチンの合成の増加の誘発に使用されるパリカルシトールであって、投与されるパリカルシトールの用量は5-10 μ g/週の間で含まれる、ことを特徴とするパリカルシトール。

【請求項6】

エポエチンアルファ、エポエチンベータ、エポエチンデルタ；エポエチンゼータ、D a r b e p o e t i n アルファ、及び／又は C E R A の中から選択される少なくとも 1 つの化合物と組み合わせられるパリカルシトール、及び薬学的に許容可能なビヒクル又は賦形剤を含む、医薬組成物。

【請求項 7】

エポエチンベータ及び／又は C E R A の中から選択される化合物と組み合わせられるパリカルシトール、及び薬学的に許容可能なビヒクル又は賦形剤を含む、請求項 6 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

炎症性貧血の処置に使用され；
投与されるパリカルシトールの用量は 5 - 10 μ g / 週の間で含まれることを特徴とする請求項 6 又は 7 に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

パリカルシトールの用量は 1 μ g / 日である、ことを特徴とする請求項 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

パリカルシトールの用量は週に 2 回で 5 μ g である、ことを特徴とする請求項 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

炎症性貧血の処置のための薬の製造における、請求項 6 又は 7 に記載の医薬組成物の使用であって；投与されるパリカルシトールの用量は 5 - 10 μ g / 週の間で含まれる、使用。